

—新規許可・有効期間更新—

提出書類	提出部数	新規	更新
労働者派遣事業許可申請書 (様式第1号) [第1面・第2面]	1	2	○ ○
労働者派遣事業計画書 (様式第3号) [第1面・第2面]	1	2	○ ○
(様式第3号-2) [第1面]			
(様式第3号-3) [第1面]			
自己チェックシート (様式第15号)	1	2	○ ○

※複数事業所を同時申請する場合、「労働者派遣事業計画書」・「自己チェックシート」は事業所ごとに作成すること。

添付書類	提出部数	新規	更新
① 定款又は寄附行為 (変更後のものが作成されていない場合には、「株主総会議事録」も添付する。)	2 (2)	○	●
② 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	1	1	○ ●
③ 代表者・役員の住民票(本籍地記載のあるもの) ※非常勤、社外、監査役等を含む登記簿謄本に記載されている全員分が必要 ※家族分は不要 ※個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの	1	1	○
④ 代表者・役員の履歴書 ~記入例参照~ ※非常勤、社外、監査役等を含む登記簿謄本に記載されている全員分が必要 ※写真は不要 ※「氏名」、「生年月日」、「住所」、「最終学歴」、「職歴」、「賞罰の有無」を記載 ※職歴は「入社・退社の年月」、「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように詳細(例:求職活動、法人設立準備等) ※派遣元責任者を兼任する場合は、「雇用管理経験」もあわせて記載	1	1	○
⑤ 最近の事業年度に係る貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書		2	○ ○
⑥ 法人税の納税申告書(別表1(税務署の受付が確認できるもの。受領印若しくは、電子申告による受付番号等)、別表4)		2	○ ○
⑦ 法人税の納税証明書(その2 所得金額用)	1	1	○ ○
⑧ 事業所の賃貸借契約書 (転貸借契約の場合は「原契約書」「転貸借契約書」「所有者の承諾書」) 自己所有の場合は不動産登記簿謄本(建物の登記事項証明書)	1	1	○
⑨ 派遣元責任者の住民票(本籍地記載のあるもの) ※役員が兼務する場合は不要 ※家族分は不要 (個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)	1	1	○
⑩ 派遣元責任者の履歴書 ※役員が兼務する場合は不要 ※写真は不要 ※「氏名」、「生年月日」、「住所」、「最終学歴」、「職歴」、「賞罰の有無」を記載 ※職歴は「入社・退社の年月」、「役員の就任・退任の年月」、「雇用管理経験」を明記し、空白期間のないように詳細(例:求職活動、法人設立準備等)に記入	1	1	○
⑪ 派遣元責任者講習会受講証明書(新規:新規申請受理日前3年以内 更新:有効期間満了日前3年以内の受講に限る)		2	○ ○
⑫ 個人情報適正管理規程(「許可・更新等手続きマニュアル」P125参照)		2	○ ●
⑬ 事業所のレイアウト図 ※事業所内の机、書棚、派遣元責任者の席等の表示のあるもの		2	○ ●
⑭ 雇用保険・労働保険・社会保険の加入状況を確認できるもの (雇用保険適用事業所設置届、労働保険料等納入通知書、保険料納入告知額・領収済額通知書等)		2	○
⑮ 企業パンフレット等事業内容が確認できるもの(作成してある場合)		2	○

		提出部数		新規	更新
		原本	コピー		
⑯	就業規則又は労働契約の下記該当箇所の写し ・無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないことを証する書類。 労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した部分。 ・無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先が見つけれない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した部分。 ・派遣労働者に対してキャリア形成支援に係る教育訓練を実施する規定が記載されており、実施する教育訓練の受講時間は労働時間として取扱い、相当する賃金を支払うことを規定した部分。		2	○	●
⑰	派遣労働者のキャリア形成を支援する制度を有することを証する書類（事務手引き、マニュアル等） ・「派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供」に係る部分。 （「許可・更新等手続きマニュアル」 P125参照）		2	○	●
	・キャリアアップ教育訓練にかかる研修計画書		2	○	○

小規模派遣事業主への暫定的な配慮措置対象事業主に係る書類

⑱	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第7条第1項第4号の財産的基礎に関する要件についての誓約書（当分の間の措置） （様式第16号）	1	2	/	△
⑲	労働者派遣事業許可・許可更新申請に関する常時雇用される労働者数の報告について（当分の間の措置） （様式第17号）	1	2	/	△

○印は必須、●印は未提出、若しくは変更のあった場合、△印は該当事業主。

※小規模派遣事業主への暫定的な配慮措置は、平成27年9月30日から平成30年9月29日の間に特定労働者派遣事業から暫定的な配慮措置により許可を受けた者、若しくは、平成27年9月30日から平成28年9月29日の間に暫定的な配慮措置による許可又は許可の更新を受けて事業を行なっている者からの申請に限る。

- ・複数事業所を同時申請する場合、⑧～⑭・⑯・⑰は事業所ごとに用意してください。
- ・上記書類の内容によっては、補足資料を追加でお願いする場合があります。
- ・更新時、変更事項がある場合は、更新手続前に変更届の提出をお願いします。

◎ **手数料等**

〔新規申請時〕

収入印紙 12万円 ※郵便局等で購入

（複数事業所を同時申請する場合は、2事業所目からは1事業所につき5万5千円を加算）

登録免許税 9万円 （領収書の原本を提出）

※納付先：税務署（茨城労働局で申請する場合は、水戸税務署のみ有効）または郵便局、銀行。

〔許可更新時〕

収入印紙 5万5千円（×労働者派遣事業を行う事業所数）

※印紙は貼らずにお持ちください。

◎ **提出先**

事業主（本社所在地）を管轄する労働局

申請手続きにはお時間がかかります。手続き・ご相談の際は、予め電話等でのご予約をお願いします。

茨城労働局 需給調整事業室

TEL 029-224-6239

FAX 029-224-6279

財産的基礎に関する判断

【 基準資産 】

申請時提出していただく、貸借対照表において

(a) 資産総額 - 負債総額 \geq 2,000万円(×事業所数)

(※但し、繰延資産、営業権は資産より除く。)

(b) (a)の基準資産額が負債総額の7分の1以上であること。

(c) 資産勘定内の「現金・預金」の額が1,500万円(×事業所数)以上であること。

【 小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置 】

[当分の間の措置]

1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者数(※1)が10人以下である場合

(a) 資産総額 - 負債総額 \geq 1,000万円

(※但し、繰延資産、営業権は資産より除く。)

(b) (a)の基準資産額が負債総額の7分の1以上であること。

(c) 資産勘定内の「現金・預金」の額が800万円以上であること。

※1 常時雇用している労働者数については、過去1年間の月末における派遣労働者(日雇派遣労働者を含む)の平均人数とし、様式第17号(「労働者派遣事業許可更新の当分の間の措置に関する常時雇用する派遣労働者数の報告について」)により報告する。

また、様式第16号(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第7条第1項第4号の財産的基準に関する要件についての誓約書」)を提出する。

「小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置」は、平成27年9月30日～平成30年9月29日の間に「暫定的な配慮措置」により許可を受けて事業を行なっている者、若しくは平成27年9月30日～平成28年9月29日の間に「暫定的な配慮措置」により、新規許可又は許可の更新を受けて事業を行なっている者からの申請に限る。

※「基準資産」、「現金・預金」が条件を満たさない場合、条件を満たした上で中間決算又は月次決算を行ない、新規申請時であれば、公認会計士等による「監査証明(報告書)」の添付。更新申請の場合は、「監査証明(報告書)」にかえて「合意された手続実施報告書」においても取扱可能とする。

【別表1】

中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人

【別表2】

労働安全衛生法第59条

第1項 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令に定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則第35条で実施すべきとされている労働安全衛生教育

- 1号 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2号 安全装置、有害物質抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3号 作業手順に関すること。
- 4号 作業開始時の点検に関すること。
- 5号 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6号 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7号 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 8号 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

※

- 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸業
家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

上記以外の業種については、第35条の1号から4号の雇い入れ時労働安全衛生教育を省略できる。

第2項 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。【9号】

第3項 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定める労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行うよう努めなければならない。【10号】

労働安全衛生規則第36条(第1項～第39項)で特別教育を必要とする業務を参照のこと。

派遣元事業主は、派遣先に雇入れ時の安全衛生教育の一部を委託することができるが、その場合は派遣先の実施状況を確認することが必要となります。(委託した場合であっても実施の責任は派遣元にある)

雇入れ時の安全衛生教育は、できるだけ具体的に行うことが望ましく、そのためには基本的な項目については派遣元が教育してその内容を派遣先へ通知し、派遣先では現場の設備、具体的な作業手順等について教育を行うことが適当です。